

尼崎市インターネット公有財産売却（以下「尼崎市公有財産売却」という。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」及び「尼崎市公有財産売却ガイドライン（以下「尼崎市ガイドライン」という。）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、尼崎市公有財産売却の手続き等に関して、尼崎市ガイドラインと紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システムに係る規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、尼崎市ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

尼崎市公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、尼崎市ガイドライン及び貴市における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情等は申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- 3 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 4 私は、尼崎市公有財産売却に係る「尼崎市ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、及び貴市の入札に関する説明等を傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情等は申しません。

尼崎市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 尼崎市インターネット公有財産売却の参加条件等

1 尼崎市インターネット公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、尼崎市インターネット公有財産売却（以下「尼崎市公有財産売却」という。）へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる方

【参考：地方自治法施行令（抄）】

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 日本語の読み書きができない等、日本語での意思疎通が困難な方
- (3) 尼崎市ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）に係る規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方
- (4) 一般競争入札に係る物品に関する事務に従事する尼崎市職員
- (5) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者

2 尼崎市公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 尼崎市公有財産売却は、地方自治法等の規定に則って尼崎市が執行する一般競争入札の手続きの一部です。
- (2) 売買代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、一定期間尼崎市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 尼崎市公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 尼崎市公有財産売却では、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営する売却システムを採用しています。尼崎市公有財産売却に参加される方は、あらかじめ売却システム上の尼崎市公有財産売却の物件詳細画面や尼崎市において閲覧に供されている一般競争入札の公告等を確認したうえで尼崎市公有財産売却に参加してください。

また、入札の前に尼崎市が実施する下見会において、下見を希望する日の前日までに電話予約の上、購入希望の財産を確認してください。

- (5) 尼崎市公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で尼崎市公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より尼崎市公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ 参加申込み（本申込み）

売却システムの物件詳細画面より参加仮申込みを行った後、尼崎市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次に掲げる必要書類とともに、参加仮申込締切日（消印有効）までに持参または郵送で尼崎市へ提出してください。（電子での提出は対応していません。）複数の物件について申込みをされる場合、尼崎市公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になります。

※書類提出先：尼崎市昭和通2丁目6番75号 尼崎市消防局財務課

※不着等のトラブルを避けるため、郵送の場合は書留等の方法により送付してください。

(7) 個人の場合

公的機関が発行する証明書で、住所、氏名、生年月日が確認できるもの（住民票又は運転免許証等）の写し

(4) 法人の場合

登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項全部証明書）の写し

(9) 代理人による手続きをする場合

上記(7)、(4)に準じた委任者、代理人双方の証明書及び委任状

なお、委任状は、尼崎市ホームページから印刷した様式を使用してください。

※住民票、登記事項証明書は発行後3か月以内のもの、公的機関が発行する証明書については現在有効期間中のものを提出してください。

※提出された書類に不備があった場合（必要な添付書類がなかった場合等）において、参加仮申込締切日（消印有効）を過ぎて到着した書類は受け付けできません。

※参加仮申込締切日（消印有効）までに本申込みに必要な書類の提出がない場合は、参加申込

みを取り消します。

※申込み受付後においても、追加で問い合わせやその他の書類（印鑑登録証明書等）を提出していただく場合があります。

※提出いただいた書類は返却できません。

- (6) 入札保証金の納付方法は、「クレジットカードによる納付」のみとなっています。
- (7) 尼崎市公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、又は尼崎市公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 尼崎市公有財産売却の財産の権利移転等についての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に尼崎市公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等尼崎市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売買代金の残金を納付したことを尼崎市が確認した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 尼崎市は公有財産の引渡しを売買代金納付時の現状有姿で行います。
- (4) 落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。
- (5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）及び条例などの法令により、使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 尼崎市公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア 尼崎市公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録等のされている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を尼崎市公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ 入札者の尼崎市公有財産売却の参加者情報及びログインIDに登録されているメールアドレスを尼崎市に開示され、かつ尼崎市がこれらの情報を尼崎市公文書の管理等に関する条例（令和4年3月9日尼崎市条例第3号）及び尼崎市公文書管理規程等に基づき保管すること。
尼崎市から尼崎市公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、尼崎市公有財産売却の財産に関するお知らせ等を電子メールにて送信することがあります。
 - ウ 落札者に決定された尼崎市公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
 - エ 尼崎市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (2) 尼崎市公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や登記事項証明書の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

第2 尼崎市公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札するには、尼崎市公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。尼崎市公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 尼崎市公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録等のされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を尼崎市公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で尼崎市公有財産売却の参加申込みする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、尼崎市が売却区分（出品区分）ごとに予定価格（最低入札価格）の100分の5以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみです。

入札保証金には利息を付しません。

原則として、入札開始2開庁日前までに尼崎市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より尼崎市公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する尼崎市公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。尼崎市公有財産売却の参加申込者は、尼崎市公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、尼崎市公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、尼崎市公有財産売却の参加申込者の個人情報とSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの尼崎市公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、「第1 2 (5) イ 参加申込み（本申込み）」の書類を尼崎市に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

法人で尼崎市公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使

用ください。

(3) 入札保証金の没収

尼崎市公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに尼崎市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

尼崎市公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う尼崎市公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 尼崎市公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

尼崎市は、地方自治法施行令第167条の4第1項等に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、尼崎市は開札を行い、売却区分（出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低入札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 尼崎市から落札者への連絡

落札者には、尼崎市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

尼崎市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、尼崎市が落札者による売買代金の残金の納付を売買代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものである

か否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違い等の場合、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売買物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

尼崎市は、落札後、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には尼崎市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類等を添付して尼崎市に直接持参または郵送してください。

ア 必要な書類

(ア) 個人の場合

公的機関が発行する証明書（住民票又は運転免許証等）の写し

印鑑登録証明書

(イ) 法人の場合

登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項全部証明書）の写し

印鑑証明書

(ウ) 代理人が手続きをする場合

上記（ア）（イ）に準じた委任者、代理人双方の証明書

委任状

なお、委任状は、尼崎市ホームページから印刷した様式を使用してください。

※住民票、登記事項証明書は発行後3か月以内のもの、公的機関が発行する証明書については現在有効期間中のものを提出してください。

※印鑑登録証明書及び印鑑証明書は発行後3か月以内の原本を提出してください。

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

※決定金額には消費税及び地方消費税相当額を含みます。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が尼崎市公有財産売却の参加仮申込みの時点で尼崎市公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、尼崎市公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売買代金の残金の納付

(1) 売買代金の残金の金額

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売買代金の残金納付期限について

落札者は、売買代金の残金納付期限までに尼崎市が納付を確認できるよう売買代金の残金を一括で納付してください。

売買代金の残金の納付を尼崎市が確認した時点で、尼崎市公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売買代金の残金納付期限までに売買代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売買代金の残金の納付方法

売買代金の残金は尼崎市が用意する納付書により納付し、納入通知書兼領収証書の写しを提出してください。なお、売買代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売買代金の残金納付期限までに尼崎市が納付を確認することが必要です。

5 入札保証金の返還

落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、尼崎市公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

S B ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、尼崎市公有財産売却の参加者等のクレジットカードの引き落としの時期等の関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 尼崎市公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

尼崎市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には尼崎市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、尼崎市が指定する証明書等と併せて郵送してください。自動車は、売買代金の残金納付確認後、売買代金納付時の現状有姿のままで、尼崎市が指定する場所において直接引き渡します。一度引き渡された売買物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。引き渡しの際は、身分証明書（運転免許証等）を提示してください。代理人が売買物件の引き取りを行う場合は、引き取りの際に代理権限を証明する委任状を提出してください。

1 権利移転の時期

尼崎市公有財産売却の財産は、売買代金の残金の納付を尼崎市が確認したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

権利移転に関する手続きは、すべて落札者の責任において行ってください。

譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

公有財産の引き渡し及び登録等に伴う費用は、すべて落札者の負担となります。

4 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、尼崎市公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など尼崎市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

なお、売買代金の残金の納付を尼崎市が確認した時点で所有権は落札者に移転します。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合等が生じた場合の対応

(1) 尼崎市公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は尼崎市公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 尼崎市公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合

イ 尼崎市公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 尼崎市公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 尼崎市公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた尼崎市公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は尼崎市公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は尼崎市公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 尼崎市公有財産売却の中止

尼崎市公有財産売却の参加申込み開始後に尼崎市公有財産売却を中止することがあります。尼崎

市公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、尼崎市公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の尼崎市公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

特定の尼崎市公有財産売却が中止となった場合、当該尼崎市公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

(2) 尼崎市公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

尼崎市公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

3 尼崎市公有財産売却の参加を希望する者、尼崎市公有財産売却の参加申込者及び入札者等（以下「入札者等」という。）に損害等が発生した場合

(1) 尼崎市公有財産売却が中止になったことにより、入札者等に損害が発生した場合、尼崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合等により、入札者等に損害が発生した場合、尼崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者等の使用する機器、尼崎市公有財産売却の参加者等の使用するネットワーク等の不備、不調その他の理由により、尼崎市公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、尼崎市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 尼崎市公有財産売却に参加したことにより、入札者等が使用する機器、ネットワーク等に不備、不調等が生じたことにより入札者等に損害が発生した場合、尼崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 尼崎市公有財産売却の参加者等が入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず尼崎市公有財産売却の参加申込みができない等の事態が発生したとき、それに起因して入札者等に生じた損害について、尼崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 尼崎市公有財産売却の参加者等の発信又は受信するデータが不正アクセス、改変等を受け、尼崎市公有財産売却の参加続行が不可能となる等の被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、尼崎市は責任を負いません。

(7) 尼崎市公有財産売却の参加者等が、自身のログインID及びパスワード等を紛失もしくは、ログインID及びパスワード等が第三者に漏えいする等して被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、尼崎市は責任を負いません。

4 尼崎市公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

尼崎市公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の尼崎市公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限等

尼崎市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、尼崎市物件

一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、尼崎市が公開している情報（文章、写真、図面等）について、尼崎市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 尼崎市公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) 尼崎市公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
尼崎市公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) 尼崎市公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
尼崎市公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示等と異なることがあります。
- (3) 尼崎市公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
尼崎市公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 尼崎市ガイドラインの改正

尼崎市は、必要があると認めるときは、尼崎市ガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、尼崎市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後の尼崎市ガイドラインは、公表した日以降に参加申込みの受付を開始する尼崎市公有財産売却から適用します。

10 その他

KSI官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、尼崎市が掲載したものでない情報については、尼崎市公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。 また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。
